

# 第10号 まいたちしょうじ

(2018.02~2018.10月)

## 舞立昇治 討議資料 『活動報告』



残念ですが、来夏の参院選も鳥取・島根両県の合区が続きます。山陰をはじめ、地方と国の発展に全力を尽くしますので、引き続き御指導と御支援の程、何卒よろしくお願い致します！



2018.07.28 鳥取砂丘コナン空港グランドオープン記念式典にて



2018.06.08 参議院本会議で初の代表質問!



2018.06.26 サッカー外交推進議員連盟主催によるサッカーロシアワールドカップ1次リーグ対戦国の大使館関係者との記念試合



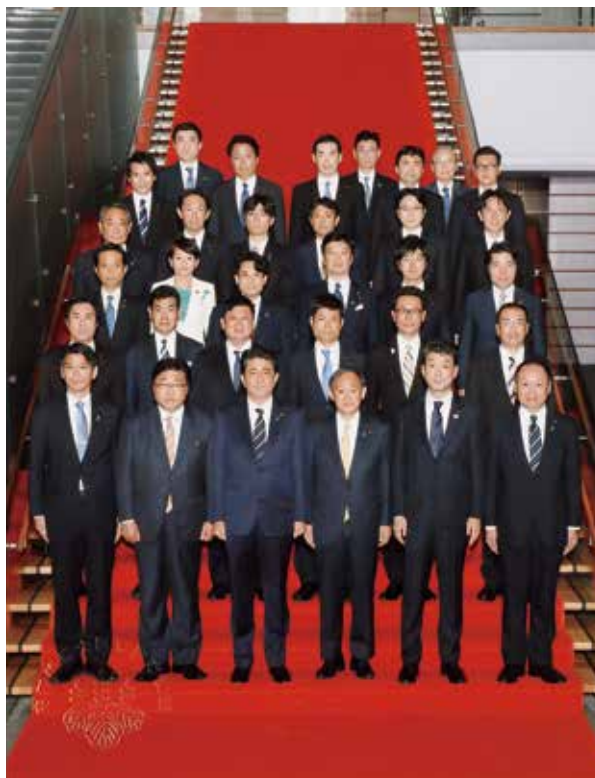
2018.04.01 円形劇場くらしィフィギュアミュージアム開館式にて



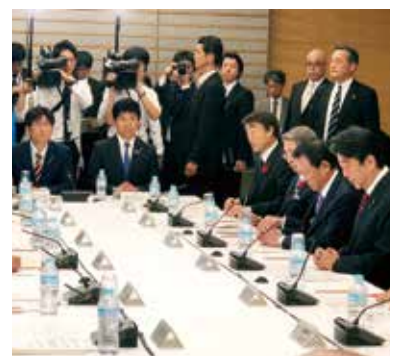
平成30年7月西日本豪雨の被災地を視察(鳥取県日南町・日野町・八頭町・若桜町・智頭町、広島県、岡山県)



2018.08.09 伯耆国「大山開山1300年祭」記念式典にて



2018.10.04 第4次改造内閣で内閣府大臣政務官(地方創生、防災、国土強靱化等)に就任!



2018.10.15 (官邸)国と地方(六団体)の協議の場で司会進行

いつも大変お世話になり誠にありがとうございます。

冒頭、今冬の雪害に始まり、島根県西部・長野県北部地震、平成史上最悪と言われた平成30年7月豪雨や9月の台風21号・24号災害、北海道胆振東部地震等で被害に遭われた全ての皆様にご心からお見舞いを申し上げます。相次ぐ異常気象と大災害が発生する日本において、各地域における災害対策・国土強靱化の取組を二層強化して参ります。

改めて、本年の一大行事であった9月の自民党総裁選(7日告示。20日投票)では、皆様から多大なご支援とご協力を賜りましたことに深く感謝、お礼申し上げます。告示前日の6日未明に震度7の北海道胆振東部地震が起きたため、総裁任期(9月末)を考慮すると、1週間又は当初活動自粛の3日間程度の延期が適当と思いましたが、予定どおり行われ、有効投票総数807、安倍候補が553票(議員…329、党員…224)、石破候補が254票(議員…73、党員…181)で、安倍総裁の3選の結果となりました。

自民党の総裁選とはいえ総理を選ぶ選挙ですので、個人的には経済や社会保障、外交、地方創生、憲法改正等の将来展望や具体策などが候補者間でしっかり議論でき、かつ、より多くの国民が身近に視聴できる機会を増やすべきと思いました。今回、石破先生は勇気と真心をもって政治姿勢や政策を語られ、党員票45%獲得など確かな存在感を示し、次に繋がる戦いできました。引き続き、何卒よろしくお願い致します。

さて、平成25年の初当選後、あつという間に5年経ちました。当時、自民党が参議院で過半数の議席がなかったとはいえ、まさかH27年の法改正で4県2合区が導入され、鳥取選挙区が鳥取・島根選挙区になるとは夢説明致します。

まず、定数増について、人口減の中で行革に逆行する等の批判がありますが、参議院改革協議会の報告書に基づき、参議院の機能の拡大と連動した増員であることに加え、先の敗戦後人口が5千万人以上増加する中で、増員してきた衆議院とは異なり、むしろ参議院は定数を10名削減しており、今回6増しても戦後直後の定員250名を下回る248名となります。結果として、衆議院は今でこそ戦後直後の466名が465名に、参議院は既述のとおりであること、また、そもそも日本は、国際的に人口当たりの国会議員数は非常に少ないこと等もご理解頂きたいと思えます。なお、定数増に係る予算は、参議院全体の予算を増やさないことで適切に対応して参ります。

次に、比例区での拘束名簿導入に対し、合区4県への救済策等の批判がありますが、人口少数県の声を無視するような他党や全国紙の主張を聞く度に悲しくなります。合区の根本的解消に必要な憲法改正の議論に耳を傾けず、合区を放置又は拡大する法改正案を平然と提出する政党に、本気で地方を守り地方創生を行う意思があるとは思えません。あくまで拘束名簿使用の有無は各党の判断です。党によっては、有望な女性や福祉関係者等を拘束名簿で当選させることもできます。自民党としては、地方重視の観点から、100年以上の歴史を持つ平等で合理的な都道府県の行政単位・民意を最大限尊重し、4県2合区で選挙区から出馬不可能となつた2名の選挙区候補を、比例区で保障(その他の比例候補は従来どおり非拘束で個人票の多い順に当選)することにより、頑張つて選挙区の候補も当選すれば、合区となつた2県各々が実質的に最低1名の議員を確保できるこの考えから拘束名簿を使うものであることについて、ご理解頂きたいと思えます。

にも思わなかったほか、平成28年夏の選挙で単独過半数を取り戻して臨んだ今夏の改革でさえ、憲法改正の議論が進まず、選挙区での合区解消ができない代替措置として、最終的には法改正により、比例区で実質的に各県最低1名以上の議員を確保する次善の策しか講じられなかった点もまたしかりです。

これまで、合区解消に係る論点整理や解消案の提示、各方面への働きかけ等に全力を尽くしたものの実現できず、非常に悔しく残念です。地方六団体をはじめ、合区解消にご協力頂いた全ての皆様にご心からお詫びと感謝を申し上げます。

この際、今夏の選挙制度改革について再度説明させて頂きます。まず1年以上前から、参議院議長の下に全会派が構成員となる改革協議会が設置され、参議院改革(別添1)や選挙制度改革(別添2)について議論してきたことをご理解頂きたいと思えます。

参議院改革では、二院制における参議院の役割として行政監視機能の強化を打ち出し、新たな行政監視サイクルの構築と行政監視委員会による通年的な活動を旨とする報告書を取りまとめました。森友・加計問題など行政の様々な不祥事により、国会の各委員会でも専門的な議論が十分にできなくなる事態等を踏まえた提言であり、この実現には一定の定数増もやむを得ないと、多くの政党が理解を示していました。

その上での選挙制度改革の内容(別添3)ですが、最高裁の指摘を踏まえ、憲法14条の投票価値の平等を一層実現するため、埼玉県の選挙区を2増するとともに、法改正での合区解消は政党間の合意形成が困難を極めたため、比例区で4増し、各党が導入の有無を自由に選択できる一部拘束名簿(特定枠)の導入を図りました。この点、今回の改正では定数増や拘束名簿への批判が少なからずありますので、この場を借りて詳しく

今回の法改正を受けて、合区対象県では、どちらの県が選挙区でどちらの県が比例区に回るかの調整が必要となりますが、鳥取・島根では一任を受けた石破茂鳥取県連会長と竹下巨島根県連会長との協議により、来夏(H31)の参院選に向け、鳥取の私は選挙区で、島根の島田先生は比例区で臨むことになりました。前回の経緯など様々な事情が総合的に勘案された結果ですので、真摯に受け止めたいと思えます。この上は、両県連の皆様のご理解とご協力を得られるよう、そして、鳥取・島根の有権者の皆様から一人でも多くのご支持を得られるよう、山陰をはじめ地方と国の持続的な発展に全力を尽くしますので、一層のご指導とご支援を賜りますよう、伏してお願ひ申し上げます。

なお、合区解消の道がどこまで続くか不透明ですが、東京一極集中と表裏一体の人口減少に歯止めをかけ、本気で地方創生を進めるためにも、もっと地方重視の政策を行う必要がありますし、そのためには、むしろ、国政で地方の声を増やしていく必要があります。引き続き、憲法改正等による合区の早期解消に取り組んで参ります。

最後に、平成30年10月の第4次改造内閣において、私は内閣府の大臣政務官を拝命致しました。地方創生を始め、地方分権、規制改革、男女共同参画、防災、国土強靱化、サイバーセキュリティなど約20の担務を受け持つこととなり、身の引き締まる思いですが、初心を忘れず、誠心誠意全力を尽くしますので、今後とも変わらぬご厚誼を賜りますよう何卒よろしくお願い致します。

平成三十年十月吉日  
参議院議員  
舞立昇治

Topics

行政監視委員会の機能強化における申合せ

○調査項目の選定

調査項目の選定に当たっては、本会議報告・質疑にとどまらず、行政の組織・運営上の課題、国民の関心の高い事項についても、幅広く考慮する。

また、調査項目選定後においても、理事会での協議により、柔軟な対応できるように努める。

○委員長の割当

委員長割当についての取決めはしないが、小委員会が複数設置されれば、小委員長ポストは、与野党で分担することにしたい。

○副大臣の活用

副大臣制度の趣旨にのっとり副大臣を活用しようとするものであり、大臣の出席を排除するものではない。

(案)

参議院規則

第七十四条各常任委員会の委員の数及びその所管は、次のとおりとする。

十五 行政監視委員会 三十五人

- 1 行政監視 (これに基づく勧告を含む。第七十四条の五において同じ。) に関する事項
- 2 行政評価に関する事項
- 3 行政に対する苦情に関する事項

第七十四条の五 行政監視委員会は、計画的、継続的かつ効果的な行政監視に資するため、少なくとも毎年一回、その実施の状況等 (勧告を行う必要がある場合には、その旨を含む。) を議院に報告するものとする。

※ 現行の第七十四条の五は第七十四条の六に移動させる。

参議院改革協議会

座長	吉田 博美	(自民)
協議員	石井 準一	(自民)
同	岡田 直樹	(自民)
同	塚田 一郎	(自民)
同	石川 博崇	(公明)
同	西田 実仁	(公明)
同	榛葉 賀津也	(民主)
同	福山 哲郎	(立憲)
同	井上 哲士	(共産)
同	室井 邦彦	(維新)
同	青木 愛	(希会)
同	松沢 成文	(希党)
同	薬師 寺みちよ	(無ク)
同	糸数 慶子	(沖縄)
同	藤末 健三	(国声)

Topics

(別添1)

平成30年6月1日

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院改革協議会座長 吉田 博美

参議院改革協議会報告書

本協議会は、「参議院の組織及び運営の改革に関する諸問題」について調査検討を行い、「参議院における行政監視機能の強化」について結論を得たので、別紙のとおり報告する。

参議院における行政監視機能の強化

—新たな行政監視サイクルの構築と行政監視委員会の通年的な活動—

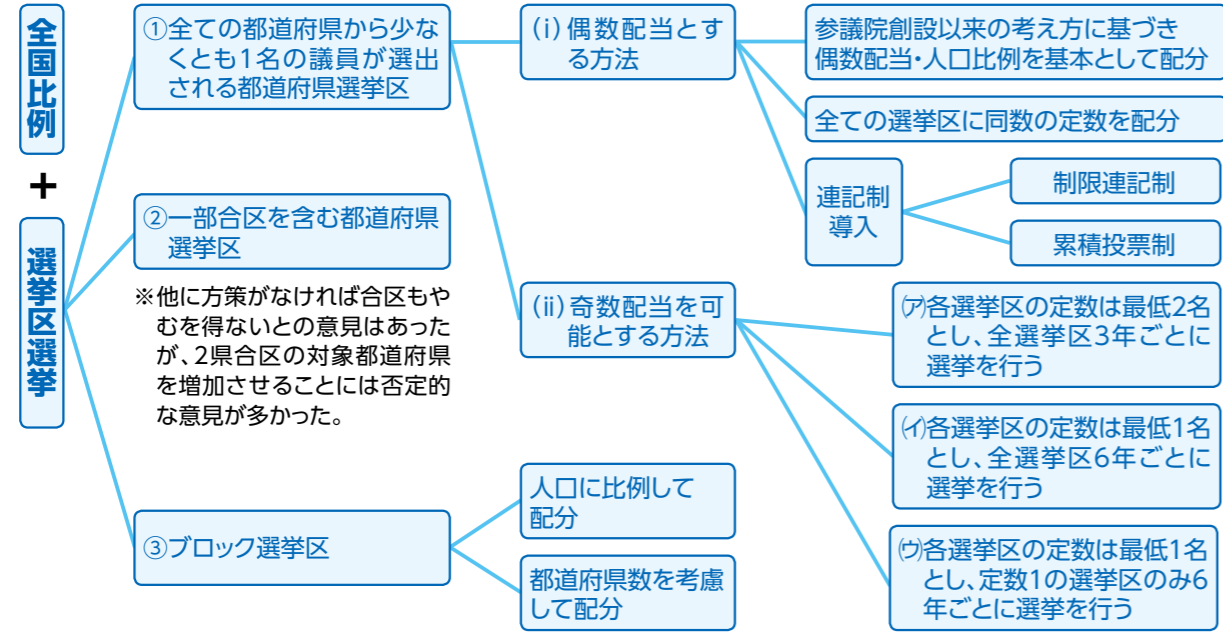
参議院は、これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む。このため、以下のとおり本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルを構築し、併せて参議院改革によって設置された行政監視委員会の活動を一層充実させる。

- 1 本会議での政府報告聴取、質疑  
毎年、常会の本会議において「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等について、政府から報告を聴取し、これに対する質疑を行うものとする。
- 2 行政監視委員会の通年的な活動  
行政監視委員会は、1の本会議報告及び質疑等を踏まえ、調査項目を選定し、計画的かつ継続的に行政監視を行うものとする。その際、継続調査の手続を経て閉会中も活動するとともに、省庁別の調査の実施、小委員会の設置、副大臣の活用などの方策も検討する。なお、参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する。  
行政監視委員会は、行政監視の実施の状況を翌年の常会の本会議において報告するものとする。  
また、より充実した調査を行うため、行政監視委員会の委員数の増員を行うものとする。
- 3 適正な行政の執行を実現するための改善勧告  
2の行政監視委員会の報告に基づき、必要に応じて、本会議において適正な行政の執行を実現するための改善勧告を行うものとし、政府に対し、当該勧告の結果講じた措置についての報告を求めるものとする。
- 4 スタッフの充実・強化等  
以上の実施に当たり、行政監視委員会の活動を支えるスタッフの育成、外部人材の活用も含めた充実・強化についても、所要の措置を講ずる。

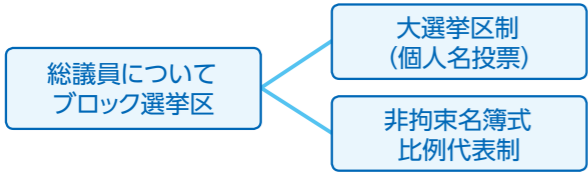
Topics

議論となった選挙制度の枠組み

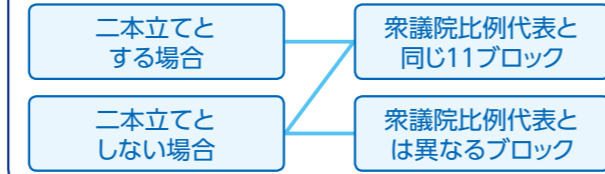
(1) 選挙区及び比例代表の二本立てとする場合



(2) 選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合



(3) ブロック選挙区の範囲



※制限連記制、累積投票制について

連記制は、有権者が複数名の候補者に投票することを可能とする仕組みであり、改選定数と同数の候補者に投票できる「完全連記制」と、改選定数未満の定められた数の候補者に投票できる「制限連記制」の2種類があるが、いずれも異なる候補者名を連記することとなる。これに対し「累積投票制」は、同一候補者名の連記が可能とされている。

※奇数配当区のイメージ

	改選定数			改選定数			改選定数				
	平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙		平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙		平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙			
ア	A県	4	4	イ	A県	9	—	ウ	A県	5	4
	B県	4	3		B県	—	7		B県	3	4
	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮	⋮		⋮	⋮	⋮
	C県	1	2		C県	—	3		C県	2	1
	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮	⋮		⋮	⋮	⋮
	D県	1	1		D県	1	—		D県	—	1
	計	73	73		計	73	73		計	73	73

Topics

(別添2)

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書(骨子)

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会は、協議会座長から調査検討の委嘱を受けた「参議院選挙制度の改革」について、平成29年5月12日から平成30年4月27日までの間、17回にわたり協議を行った。その議論を整理すると次のとおりとなる。

1. 参議院の在り方との関係に関する議論

選挙制度に関する議論は、参議院の在り方に関する議論を踏まえて行うべきとの根強い意見もある一方で、参議院改革協議会において協議が進められていることから、同協議会の行方も見ながら、本専門委員会では、同協議会から委嘱された選挙制度の改革について精力的に議論を進めることとなった。

2. 一票の較差に関する議論

(1) 投票価値の平等に対する視点

投票価値の平等は選挙制度を考える上で最も重要な基準であるとの意見がある一方で、一定の政治的まとまりを有する単位である都道府県の意義や実体、有権者と候補者のアクセスなどの要素も考慮すべきとの意見もあった。

(2) 一票の較差の許容範囲

一票の較差については更なる是正が必要とする意見のほか、平成28年通常選挙(当日有権者数に基づく最大較差3.08倍)に係る定数訴訟について最高裁が合憲と判断したことを踏まえるべきとの意見もあった。

(3) その他の視点

「投票価値の平等」が累次の最高裁判決で「議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等」と説明されていることを踏まえ、その意味を再考すべきとの意見があった。

3. 選挙制度の枠組みに関する議論

(1) 選挙区及び比例代表の二本立てとする場合

★比例代表  
ブロック単位とするとの意見はなく、現行のような全国を区域とする比例代表の制度とすることについて特段の異論は挙がらなかった。

★選挙区選挙  
①全ての都道府県から少なくとも1名の議員が選出される都道府県選挙区  
②一部合区を含む都道府県選挙区  
③ブロック選挙区の3案が挙げられた。

(2) 選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合

選挙制度の枠組みとして挙げられたのは、総議員についてブロック選挙区において選挙を行う仕組みのみであった。その場合における投票方法については、大選挙区制(個人名投票)と非拘束名簿式比例代表制の2案があった。

(3) ブロック選挙区の範囲

ブロック選挙区を採用する場合、その範囲については、衆議院比例代表と同じ11ブロックとするとの意見がある一方、衆議院とは異なるブロックにするとも考え得るとの意見もあった。

4. 議員定数の在り方に関する議論

現行定数を基本とする、定数削減を行う、状況によっては定数増加の議論も排除すべきでないとの意見のほか、参議院の在り方なども踏まえ総合的に判断すべきとの意見もあった。また、選挙区と比例代表の二本立てとする場合の定数については、比例代表から選挙区へ移譲することに否定的な意見と、その割合の見直しも含めた検討も必要であるとの意見があった。

Topics

参議院選挙制度改革に関する「公職選挙法改正」のポイント

【今回の公職選挙法改正の背景】

■「鳥取・島根」、「徳島・高知」4県2合区が導入された平成27年改正公選法の「附則」や、この改正法を合憲とした平成29年最高裁判決の趣旨を踏まえて一票の較差を是正する必要があった。

■直近の平成27年国勢調査日本人人口で最大較差は、3.07倍（埼玉県と福井県）。福井県が人口減少傾向、埼玉県は人口増加傾向が続いており、このままで放置しておけば較差が拡大するおそれ。

■地方6団体の合区解消に関する決議、現時点で35の県議会で採択された意見書などにより、都道府県単位の地方の声を届けることが強く求められた。

※平成27年改正公選法附則～「次回参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人あたりの人口の較差の是正を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る」

※平成29年最高裁合憲判決～27年改正附則の較差是正及び大きな較差を生じさせないとの配慮を評価

【憲法改正による合区解消案】

■現憲法（14条 法の下平等）のもとで単純に合区を解消すれば最大較差は4倍台（4.187倍）に逆戻りとなり、再び違憲状態判決となるおそれがある。このため自民党憲法改正推進本部では憲法改正の重点四項目の一つとして、憲法47条、92条の改正条文イメージ（たたき台）を取りまとめた。

※ 改正条文イメージ（たたき台） 下線部（新設）

第47条

第1項 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとする事ができる。

第2項 前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第92条 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

■この改正条文イメージを参議院憲法審査会で各派各党に提示したが、一部野党の強い抵抗で、憲法審査会の開会自体が妨げられ、議論が深まらなかった。

【公選法改正案提出までの経緯】

■改選法附則に「次回通常選挙に向けて…必ず結論を得る。」とあることや合区への地方の不公平感、不満が強いことから、参議院改革協議会の下に選挙制度専門委員会（全会派）を設置し、丁寧な議論が重ねられたが、意見の隔たりが大きい（比例・選挙区の二本立てか否か、ブロック制か都道府県ごとか等々）。

ただ、その中でも、二県合区は問題が多いという会派がほとんどで、定数の増員も避けて通れないという意見の会派も複数あった。

Topics

(別添3)

参議院議員選挙制度改革に関する公職選挙法改正案の概要

第1 参議院選挙区選挙における較差の縮小

参議院選挙区選出議員の定数を148人（現行146人）とした上で、埼玉県選挙区の改選定数を4人（現行3人）とする。

※ 最大較差は福井県と宮城県間の2.985倍に縮小（平成27年国勢調査日本国民人口）

第2 参議院比例代表選挙における定数の増加と特定枠制度の導入

1 定数の増加

参議院比例代表選出議員の定数を100人（現行96人）とする。

2 特定枠制度の導入

参議院比例代表選挙について、候補者の顔の見える、国民が当選者を決定する選挙とする観点から導入された非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材あるいは民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、次のような特定枠制度を導入する。

○優先的に当選人となるべき候補者の区分記載

政党その他の政治団体（政党等）は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる（特定枠）。

【名簿のイメージ】

候補者A
候補者B
：
優先的に当選人となるべき候補者
第1位 候補者X
第2位 候補者Y
：

○特定枠に記載されている候補者の有効投票

特定枠に記載されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなす。

○特定枠に記載されている候補者の選挙運動

特定枠に記載されている候補者には、参議院名簿登載者個人としての選挙運動（選挙事務所、自動車、ビラ、ポスター、個人演説会等）を認めない。

○投票所の掲示

特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と区分して、特定枠以外の候補者の次に掲載する。

○候補者間における当選順位

特定枠の候補者があるときは、  
・特定枠に記載されている候補者を上位とし（名簿記載の順位のとおりに当選人とする）、  
・その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次に定める。

【当選順位のイメージ】（特定枠X人）

第1位 候補者X	特定枠記載者を名簿記載の順位のとおりに当選人とする
第2位 候補者Y	
：	
第X+1位 候補者B	特定枠以外の者について得票数の最も多い順
第X+2位 候補者A	
：	

※ 公布後3月を経過した日から施行し、施行日以後に期日が公示される参議院議員の通常選挙については改正後の公職選挙法を適用。

## Topics

**人少なく、極力抑えたものとした**（現在の人口は参議院創設時より1.6倍、衆議院は昭和42年19人増、50年20人増と人口増加時に増やし、その後定数減で現在465人と創設時から1人減）。

■自民、公明、民主（当時）の三党合意（平成24年11月16日）は「**衆議院議員の定数削減**については、選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、次期通常国会終了までに結論を得た上で必要な法改正を行うもの」とされ、参議院の定数に言及していない。

■県議会でも、三重県では定数6増条例（45→51）、熊本県では定数1増条例（48→49）を可決。同じ県内でも人口偏在が進み、地域間格差が広がる中で、地域の代表を確保する上で、人口比例のみで一律に削減することが望ましいかどうかについては議論がある。

### 各党に中立的な選挙制度

■今回の改正は自民党を利するものではない。

・特定枠の活用は政党の自由に委ねられており、自民党の都合で自民党を利する制度という批判はまったく的外れである。各党も自らの判断で、二県合区のうち候補者を出せない県の出身者等を特定枠に登載することも自由である。

・前回、前々回の選挙結果では、埼玉選挙区の次点は前回共産、前々回民主、比例区の次点、次々点は、前は維新、自民、前々回は自民、みんなの党であり、**定数増が自民の議席増につながる制度設計になっているわけではない。**

### 経費節減

■定数増に伴う経費（1人73百万円）については**参議院全体の経費の削減**（例えばペーパーレス化の推進）に努め、**国民に新たな負担をお願いしない**という方針で臨む。自民、公明PTで議員に関係する共通経費などを絞り込む検討を進めていくとともに、参議院の各党派とも協議していく。

### 【改正案への評価等】

■全国知事会会長、全国知事会総合戦略・政権評価特別委員会委員長の連名で、「各都道府県の代表が選出されない事態が回避できる」旨の声明を発表しており、**前向きに評価**されている。

### 【参議院の機能強化について】

■今回の選挙制度改革の前提として、参議院独自の使命・役割についても超党派で議論され、**参議院改革協議会で全会一致した行政監視機能の充実強化**を図ることが決まった。行政は1年中動いており、参議院の行政監視機能を開会中だけでなく閉会中にも機能させ（通年化）、政府や省庁に緊張感を与えていく。これは衆議院にはない参議院独自の体制となり、今回の定数増は行政監視機能等の充実強化にも資することとなる。

### 【究極は憲法改正】

■今回の改正は、**地方の声、多様な声を国政に反映させるという参議院の在り方を踏まえ、一票の較差を是正していることから、次の選挙に向けた一つの「抜本的な見直し」**に当たると考えている。

■一方、合区を解消し、**全ての都道府県から少なくとも1名の参議院議員が選出**できるようにするためには、**憲法47条、92条を改正する憲法改正が不可欠**であり、引き続き、憲法審査会等での議論を活発化させていく。

■この憲法改正により各都道府県から改選ごとに少なくとも1名の参議院議員を選出する憲法上の要請が新たに加われば、投票価値の平等を求める憲法14条の要請を尊重しながら憲法改正とセットで行われる公選法改正は合憲となるよう調整することができる。

## Topics

■こうした選挙制度専門委員会での議論も踏まえて自民党案が作成され、親会である参議院改革協議会に示された。

■**附則の趣旨を踏まえれば、選挙が来年に迫る中、次回選挙までは、ひとまず憲法改正による合区の解消を見送り、責任ある態度として、今国会中に法律改正を行う必要があった。**

### 【公選法改正の趣旨】

#### 選挙区

■選挙区において、**合区を増やすことなく選挙区の最大較差を抑止するために、選挙区定数2増し（148人に）埼玉選挙区に配分（8人、改選時4人に）。**

→最大較差の拡大を抑制（宮城県・福井県2.985倍 平成27年国勢調査日本人人口ベース）。埼玉県とは異なり、宮城県、福井県とも人口は既にピークを過ぎていることから、**最大較差が当面大きく拡大していくとは予想しがたい（→今後、定数増で較差是正を図る必要はない。今回の6増が定数増の上限である。）。**

例：特定枠一部導入の場合の当選者決定の仕組み

#### 比例 特定枠

■比例において、全国的な支持基盤や知名度を有しないなど多数の票は獲得できないが、地方の声を国政に反映させるために有為な人材、現代社会において様々な意味での少数意見や多様性を代表する人材などが当選し易くなる**拘束式の「特定枠」を一部導入**する。

特定枠にどのような人材を何名登載するか、特定枠を活用するか否かも含めて**政党の自由に委ねられている**。特定枠は、非拘束式の現行の制度を補完する形で、比例名簿の一部について導入するものである。比例候補のほとんどを特定枠にするのは極端な例であり、法の趣旨に合致しているとは言い難く、少なくとも自民党は一部限定的に特定枠を用いる方針である。

■現状2つの2県合区があることなどを踏まえ、かつ現状の非拘束式比例代表への影響を限定的にするため、**比例定数を4増（100人）。**

#### 特定枠の有効投票等

■特定枠に記載されている候補者の有効投票は、**政党等の有効投票とみなす（特定枠への投票は政党への投票の意味しか持たないの**で、名簿順位に影響を与えるものではない。そのような前提であるから、特定枠名簿順位と特定枠に記載されている候補者の有効投票との比較は、意味を持たない。）。

■特定枠に記載されている候補者には、**参議院名簿登載者個人としての選挙運動（選挙事務所、自動車、ビラ、ポスター、個人演説会等）を認めない（衆議院比例単独候補も同様に個人としての選挙運動を認められていない）。**

■特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と明確に区分して、特定枠以外の候補者の次に掲載する。

■特定枠の一部導入に際しては、有権者が混乱しないように選挙管理委員会などが周知に努める。

#### 定数増

■選挙区2増、比例4増により**総定数は248人となるが、参議院創設時の250人より2**

特定枠以外 (候補者名投票)	A氏	80万票	票
	B氏	60万票	票
		：	
	C氏	15万票	票
	D氏	10万票	票
特定枠	1位	E氏	5万票
	2位	F氏	3万票
政党名票			700万票
政党名票+候補者名投票			1030万票
			(5人当選)

※ 特定枠に記されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなす（特定枠への投票は政党への投票の意味しか持たないの）で、名簿順位に影響を与えるものではない。そのような前提であるから、特定枠名簿順位と特定枠に記載されている候補者の有効投票との比較は、意味を持たない。

# 前回擁立の島根側譲歩

2019年夏の参院選島根・島根合区選挙区(改選区)で、自民党島根、島根県連の会長による候補調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。

【白雲、原田進一】面談

「過去の経緯や両派間の関係(43)」「島根選挙区、1期一任を受けている島根側候補の年齢などを総合的に判断して」と、島根選挙区、島根側候補の調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。

## 参院選合区候補調整決着

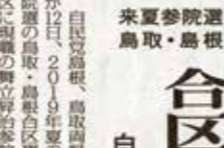
「過去の経緯や両派間の関係(43)」「島根選挙区、1期一任を受けている島根側候補の年齢などを総合的に判断して」と、島根選挙区、島根側候補の調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。

## 鳥取側「納得の結果」

「過去の経緯や両派間の関係(43)」「島根選挙区、1期一任を受けている島根側候補の年齢などを総合的に判断して」と、島根選挙区、島根側候補の調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。



島田 三郎氏



舞立 昇治氏

# 合区候補舞立氏に決定

自民党島根、島根県連(43)は、島根選挙区、1期一任を受けている島根側候補が12日、2019年夏の参院選合区選挙区(改選区)で、自民党島根、島根側候補の調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。

自民党島根、島根県連(43)は、島根選挙区、1期一任を受けている島根側候補が12日、2019年夏の参院選合区選挙区(改選区)で、自民党島根、島根側候補の調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。

2018.10.13 山陰中央新報掲載



# 舞立氏島根側に支援要請

2019年夏の参院選合区選挙区(改選区)で、自民党島根、島根側候補の調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。

「過去の経緯や両派間の関係(43)」「島根選挙区、1期一任を受けている島根側候補の年齢などを総合的に判断して」と、島根選挙区、島根側候補の調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。

2018.10.19 山陰中央新報掲載

# 舞立氏が選挙区候補



島田 三郎氏

自民党島根選挙区(改選区)の候補者島田三郎氏(43)と、島根側候補の調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。

自民党島根選挙区(改選区)の候補者島田三郎氏(43)と、島根側候補の調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。

2018.10.13 日本海新聞掲載

# 「ありがたい裁定」



鳥取県連選対会議の「い」形で選挙戦を成就させたい」と語る竹下会長(左)=12日、自民党本部

# 鳥取県連、歓迎ムード

自民党島根選挙区(改選区)の候補者島田三郎氏(43)と、島根側候補の調整が12日、決着した。16年の前回選で島根側が擁立した候補が、島根側から擁立された候補に譲ったこととなった。島根側は早期の党本部への公認申請を自指す。

2018.10.13 日本海新聞掲載

## 平成30年1月22日～7月22日 第196回通常国会

### 舞立昇治の 主な質問の機会



2018.06.13 公職選挙法改正案(議員立法)の提出者として答弁



2018.02.03 第19回智頭宿雪まつり(智頭町)

**参議院農林水産委員会**

平成30年3月20日

- 日EU経済連携協定、TPP11協定により影響を受ける農林水産業の国内対策を万全にかつ継続して実施する必要性
- 国による米の生産数量目標の配分が廃止されたことへの農業者の不安や懸念に対する大臣の見解
- 主要農作物種子法廃止法案に対する本委員会附帯決議への対応状況
- 市町村の実施体制の確立や適切な森林管理の実現など新たな森林経営管理システムに対する諸懸念への対応策
- 現場の意見を踏まえた水産改革と水産日本の復活に向けた予算確保の必要性

**質問(舞立)**

一問目ですが、まず、農政の基本方針ということで、農業は国の基であり、国民の生命をつなぐ、守る産業として非常に重要な産業です。日本は人口減少局面ですが、世界の人口が七十億人を超え、百億人に向けて増え続けることが予想される中、いかに自分の国の食料は自分の国で賄うようにするかは国政の最重要課題の一つであり、もっと食料安全保障の観点を前面に出して国民理解を深めるとともに、地産地消、地消地産への取組に協力を求めながら、私としては食料自給率、自給力の向上に真正面から取り組んでいく必要があると考えています。

現在は、一昔前に比べて農業生産額なり農業所得が大きく減少する中で、基幹的農業従事者の平均年齢も六十六歳を超え、耕作放棄地はこの二十年で約二倍に増える一方で、深刻な人手不足に陥るなど、持続可能性が怪しくなっておりますので、農政の改革は待たない状況だと思っております。そういった中で、平成二十四年末の第二次安倍政権発足以降、活力創造プランにより、農地バンクとか日本型直接支払制度の創設のほか、米政策や土地改良、農地制度の見直し、あるいは輸出の促進、農協・農業委員会改革等々、これまでハイペースで改革を行ってきたところで、改革の方向性自体は間違っていないと思っておりますし、農業の持続可能性を高めるためにも必要な改革を行っていかねばなりません。しかし、現在、食料自給率が上昇する気配が見えてこないなど様々な課題が山積しています。幸いにもこの五年間で農業生

産額は九兆円台に、そして農業所得も約四兆円弱まで回復し、輸出も増えるなど、一定の成果を上げてきてはいますけれども、ともすると、現場からはまだまだ理解されていない声が多くございます。例えば、農業関係者が入っているとは言えないメンバーで構成された規制改革推進会議主導で農政改革が実施されているように見える、必要ない又は必要以上に改革をやらされている印象が強い、はたまた、産業政策に偏っており、特に国土の七割以上を占める中山間地域の農業を維持発展させるための支援、つまり地域政策が十分ではないといった御意見も少なからず伺っています。

農政におきましては産業政策と地域政策は車の両輪と言われますが、基礎と応用とも言われます。地域政策の基礎がしっかりしていなければ、全国津々浦々、農村社会は維持できないと考えますし、産業政策



2018.02.04 伯耆地区郵便局長会・同夫人会通常総会懇親会(米子市)

## Topics



2018.10.19 日本海新聞掲載

### 来夏参院選鳥取・島根選挙区 舞立氏を全力支援

#### 自民島根県連 合同会議で確認

自民党島根県連(竹下良会長)は18日、松江市内で国会議員、県議と支部幹部の合同会議を開き、竹下会長が合同で行われる来夏の参院選鳥取・島根選挙区候補者を鳥取選挙区現職の舞立昇治氏(43)二期に決めた経緯を説明した。今後、舞立氏の島根県内での知名度向上に向けた活動支援に全力を挙げ、勝利を目指すことを確認した。(酒井建治)

59選挙区、24職域。い、しっかりとした選挙の幹事長、事務局、事務局長ら約200人が出席し、舞立氏と二期参院選で新設の比例代表「特定枠」に回る島根選挙区現職の島田三郎氏(62)二期も出席した。

竹下会長は「ほとんどの島根県民は舞立さんの顔と名前を知らない」と語り、合同会議終了後、参加者と握手を交わす舞立氏(左)。18日、松江、市千鳥町のホテル一畑

出身の舞立氏は「山陰から地方創生をやり遂げ、日本を持続可能な国にしたいために全力で頑張りたい。島根県連の皆さんのお力添えを心よりお願いする」と述べた。

同党島根県連の福田正明幹事長は、舞立氏の勝利に向けた今後の戦略を説明。ポスターに回ることで、県民のやり取りの配り、各支部のあいさつの私の思いを訴えられたい」と話した。

父親が島根県松江市

2018.10.19 日本海新聞掲載

### 舞立、島田両氏の公認決定へ

#### 参院選、自民島根県連 合同会議で確認

自民党島根、鳥取両県連が2日、2019年夏の参院選鳥取・島根選挙区候補者を鳥取選挙区現職の舞立昇治氏(43)二期に決めた経緯を説明した。今後、舞立氏の島根県内での知名度向上に向けた活動支援に全力を挙げ、勝利を目指すことを確認した。(酒井建治)

59選挙区、24職域。い、しっかりとした選挙の幹事長、事務局、事務局長ら約200人が出席し、舞立氏と二期参院選で新設の比例代表「特定枠」に回る島根選挙区現職の島田三郎氏(62)二期も出席した。

竹下会長は「ほとんどの島根県民は舞立さんの顔と名前を知らない」と語り、合同会議終了後、参加者と握手を交わす舞立氏(左)。18日、松江、市千鳥町のホテル一畑

2018.11.3 山陰中央新報掲載

### 舞立、島田両氏の公認決定

#### 参院選で自民党本部

自民党本部が5日、2019年夏の参院選で、鳥取・島根両選挙区(改選区)に回る舞立昇治氏(43)二期に決めた経緯を説明した。今後、舞立氏の島根県内での知名度向上に向けた活動支援に全力を挙げ、勝利を目指すことを確認した。(酒井建治)

59選挙区、24職域。い、しっかりとした選挙の幹事長、事務局、事務局長ら約200人が出席し、舞立氏と二期参院選で新設の比例代表「特定枠」に回る島根選挙区現職の島田三郎氏(62)二期も出席した。

竹下会長は「ほとんどの島根県民は舞立さんの顔と名前を知らない」と語り、合同会議終了後、参加者と握手を交わす舞立氏(左)。18日、松江、市千鳥町のホテル一畑

2018.11.6 山陰中央新報掲載



も面的な広がりには繋がっていないかと思っております。  
 中長期的に農業の持続可能性を高めていく上で、今後の農政においては、現在、重点的に取り組んでいる産業として成り立つ農政を引き続き推進するとともに、具体的施策にはここであえて触れませんが、具体的にも、特に中山間地域の農村社会を維持し活力を取り戻すための地域政策を積極的に講じる必要があると考えますが、大臣の所見を伺います。



2018.02.10 因幡地区郵便局長会・同夫人会懇親会 (鳥取市)

**答弁(齋藤農林水産大臣)**  
 我が国の農業は、今、人口減少に伴うマーケットの縮小や農業者の減少、高齢化の進行などによりまして大きな曲がり角にあると思っております。我が国の農業に活力を取り戻し、魅力ある成長産業にすることは待ったなしの課題であります。

正予算におきまして、これまでのTPP対策について所要の見直しを行った上で、国産チーズの競争力を高めるための原料乳の低コスト、高品質化、製造コストの低減等の推進、構造用集材材等の木材製品の競争力を高めるための加工施設の効率化、原木供給の低コスト化等の推進などの対策を新たに盛り込んだところでございます。  
 また、協定発効後の経営安定対策として、牛・豚・鶏・マルキンの補填率の引上げ、糖価調整法に基づく加糖調製品を調整金の対象に追加するなどの措置を講ずることとしていただいております。  
 引き続き、農林漁業者の方々の不安や懸念にもしっかりと向き合っており、新しい国際環境の下でも安心して再生産できるように十分な対策を講じてまいります。



2018.03.04 若桜鉄道観光列車「昭和」出発式典(若桜町)

このような認識の下、安倍内閣におきましては、これまで米政策改革、農地集積バンクによる農地集積、六十年ぶりの農協改革、農林水産物・食品の輸出促進、生産資材価格の引下げや流通加工構造の改革など、農政全般にわたる改革を進めてまいりました。引き続き、農業を産業として強くするための改革を積極的に進めてまいります。

同時に、農村に活力を取り戻すための施策も積極的に講じておりまして、地域の農業者が取り組む共同活動への支援などを行う日本型直接支払制度の創設、御指摘の中山間地域については、地域の特色を生かした多様な取組を総合的、優先的に支援する中山間地農業ルネッサンス事業の創設、農泊を観光ビジネスとして実施する地域を創出するための支援、鳥獣被害対策や安全で良質なジビエ工利活用の推進など、多様な施策を展開しているところであります。  
 今後とも、これらの施策を車の両輪として総合的に実行していくことによりまして、強くて豊かな農業と美しく活力ある農村をつくり上げていきたいと考えております。

**質問(舞立)**  
 ありがとうございます。私も、現場や地元で、平場では明るい話題も多く聞けるような状況が出てきておりますけれども、なかなかやはり中山間地域は厳しいという声が圧倒的に多くて、例えば島根県のある町では、町が出資して農業公社みたいなものを作り、そこで農業者を雇って中山間地域の農地集積にあたっていただいているとか、様々なケースが出てきていますので、是非とも

**質問(舞立)**  
 ありがとうございます。色々と工夫しながら何とか国益を確保して頂けるように努力して頂いているのは理解しますけれども、やはりTPP11で九百億円から千五百億円、そして日EUのEPAでは六百億から千億円といったマイナスの影響試算も出ているところでして、農林水産業が犠牲になっていくのは事実という状況を受け止めながら、しっかりとまた万全の対策に努めて頂きたいと思っております。  
 続いて、米政策に関してですが、本年は、米の生産調整に関して国主導から産地主導での調整に変わるほか、戸別所得補償の廃止など、米政策転換の大きな節目を迎える年として、失敗は許されないと考えています。私も質問しようと思いましたが、今日、米の専門家、山田俊男先生がしっかりとこの問題、集中して取り組むということですので、多くは山田俊男先生に譲るといたしまして、私からは、米政策に関連して、昨年、種子法を廃止したわけですが、これも、当時の国会質疑では不安や懸念の声が多く上がったところです。  
 そこで、当農林水産委員会でも四項目にわたり附帯決議がなされたところですが、都道府県が種子の供給業務を行う上での必要な予算・地方財政措置の確保など、その後、附帯決議への対応状況はどのようになっているのか、お聞かせ下さい。

**答弁(柄澤政策統括官)**  
 ただいま御指摘ございました平成二十九年四月十三日の当参議院農林水産委員会におけます附帯決議につきましては、

た地域政策の充実についても御配慮頂ければと思います。



2018.02.17 米子福生大風揚げ大会10周年記念祝賀会(米子市)

続きまして、TPP、日EU・EPAの関係については、TPP11の大筋合意や先般の署名のほか、日EU・EPAの交渉妥結を受け、まだまだ現場には不安が根強くあるところです。

また、アメリカとの関係におきまして、冷凍牛肉をめぐるセーフガードの見直し問題のほか、二国間EPAなりFTA、TPP復帰の検討に伴う再交渉の懸念等々、不安は尽きないことに加え、さらに、今後も他の諸外国と経済連携協定を締結する機会も多く予想される中で、全体としては日本の経済成長には寄与すると思っておりますけれども、その陰で農林水産業はマイナスの影響を受けるばかりだと懸念しております。  
 そうした中で、政府の影響額の試算結果は楽観的ではないかとか、あるいは、や

政府として重く受け止め、しっかりと対応していきたくて考えているところでございます。  
 附帯決議におきましては、種子法の廃止後も、稲、麦類及び大豆の種子につきまして四点決議をいただいております。一点目として、優良な品質の流通を確保するため、種苗法に基づき生産等についての適切な基準を定めること、二点目として、都道府県の取組が後退しないよう地方交付税措置を引き続き確保すること、三点目として、民間事業者と国、都道府県との連携を推進するとともに、国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されること、そして四点目として、需要に応じた多様な種子の生産を確保し、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めること、以上四点について御決議をいただいたものと承知しております。  
 以下、順次農林水産省としての対応を申し上げます。  
 まず一点目につきましては、種子に関する一般法でございます種苗法の告示であります指定種苗の生産等に関する基準に、平成二十九年十月二日付けで稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する基準を追加した上で、農研機構及び都道府県が適切に制度の運用を行えるよう周知したところでございます。  
 二点目につきましては、都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子供給の事務に要する経費につきまして引き続き地方交付税措置がなされる方針であることを本年一月二十六日付けで各都道府県に周知したことなどを踏まえまして、各都道府県の種子供

が国内での再生産可能との説明はもたなくなるんじゃないかと、さらには食料自給率、自給力は下がるばかりじゃないかといった懸念の声も多く聞かれるところです。  
 こうした不安や懸念を抱いている農林漁業者に寄り添っていくためにも、政府の一方的な判断で今やっている対策を打ち切るようなことはせず、与野党の意見をしっかりと聞き取り、現場関係者からもう大丈夫だよと声が上がることになるまでの間は万全の国内対策を継続して実施すべきと考えますが、大臣の所見と決意をお伺いします。

**答弁(齋藤農林水産大臣)**  
 TPPや日EU・EPA交渉におきましては、農林水産分野について、重要五品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保し、関税割当てやセーフガード等の措置を獲得しているところであります。その上で、国内対策につきましては、平成二十七年十月のTPP協定の大筋合意によりまして我が国農林水産業は新たな国際環境に入ったということから、総合的なTPP関連政策大綱に基づきましてこうした国際環境に対処できるよう、平成二十七年及び平成二十八年年度の補正予算において、国際競争力の強化を図るための体質強化策を講じてまいりました。

加えて、昨年七月には日EU・EPA交渉が大枠合意に達し、昨年十一月には、TPP11協定が大筋合意したことから、大綱を改訂し必要な施策を盛り込んだところでありました。  
 この中で、体質強化策はできるだけ早く実を上げていくため、平成二十九年年度補

給業務が継続されるというふうに承知をしております。  
 三点目につきましては、官民の連携や競争力強化を進めるに当たりまして国益を損なうことのないよう、共同研究契約等につきまして本年一月十日付けで農研機構及び都道府県等に通知して周知をしたところでございます。  
 四点目につきましては、農業競争力強化支援法の趣旨を踏まえまして、官民を挙げた種子、種苗の開発、供給体制を構築するために必要な取組等につきまして、本年一月十日付けで関係者に対して周知徹底したところでございます。



2018.03.10 県道鳥取空港港露線開通式(鳥取市)

**質問(舞立)**  
 ありがとうございます。まだたまにこういった種子法廃止への不安の声を聞くことがございますので、引き続き適切に対応

して頂ければと思います。

続きまして、政府が掲げる攻めの農林水産業の重要な柱の一つである輸出促進について、平成三十一年の輸出額一兆円目標を掲げておりますが、その達成につきましては、年々増えているものの、直近の伸び率等を勘案すると、正直なかなか達成が難しいんじゃないかと思われるところでございます。そこで、農林水産物や食品の輸出拡大に向けて今後どのように取組を強化していくのか何うとも、韓国始め諸外国による原産事故に伴う輸入規制の撤廃のほか、中国への米の輸出に関する指定登録施設の追加、牛肉以外の畜産物に対するEUへの輸出解禁等に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。



2018.03.18 第6回オール山陰アームレスリング選手権大会(倉吉市)

【答弁(上月農林水産大臣政務官)】

我が国の農林水産物・食品の輸出額は、

は高齢農家が多く、体力的にも精神的にもいつやめてもおかしくない状態の中で、農地バンクによる集積、集約を行おうにもなかなか条件が悪く、担い手が思うように確保できず、遊休化する農地が今後一層増えていくことが予想されるところでございます。

このため、生産性向上や担い手の負担軽減を図るためにも、ロボット技術の導入やICT等先端技術の活用を推進するとともに、やはり日本人だけの労働力では限界があるところを、移民政策とはきっちり区別した上で、使い勝手が悪いと言われる外国人技能実習制度やごくごく一部しか認められない国家戦略特区の仕組みに加え、より使い勝手のいい形で外国人労働力を農林水産業の現場で活用できる全国的な制度を早期に導入する必要があると考えておりますが、これら二つの問題に対し農水省としてどのように対応されていくのか、お伺いします。

【答弁(上月農林水産大臣政務官)】

農村地域におきましては、農業従業者の減少や高齢化等が大変進行しております。このため、担い手の生産性向上や負担軽減を図りますとともに、収穫等の作業のピーク時や規模拡大等に対応しますため、外国人材を含めた労働力の確保が大きな課題となっております。

担い手の生産性向上や負担軽減を図る観点からは、ロボット技術やICT等の先端技術の活用に向けた例えば中山間地域で活用できる技術といたしまして、多くの人手を要します除草作業のロボット化、あるいは水田の自動水管理技術、あるいはドローンやセンサー等を活用した鳥獣害の対

平成二十九年に八千七百三億円となっております。五年連続で過去最高を更新しているところでありましても、御指摘がありましたように、平成三十一年の一兆円目標を達成するためには今後更に拡大を図っていくことが必要であるというふうにご認識をいたしております。

このため、政府といたしましては、輸出を拡大していきますために、農林水産業の輸出強化戦略等に沿いまして、まず、JFODDや品目別輸出団体等によりまずプロモーションの実施への支援、そして、国内の農林漁業者、食品事業者の販路開拓のための相談体制の強化や商談会への出席等の輸出拠点施設の整備、そして輸出先国また地域の輸入規制の撤廃、緩和に向けました交渉など、政府が主体的に行います輸出環境の整備、こういった様々な多様な取組を進めているところであります。

このうち、政府が主体的に行います輸出環境の整備に関しては、御指摘がありました点それぞれにつきまして、まず放射性物質に関します輸入規制につきましては、撤廃、緩和に向けました取組をこれまで鋭意進めてきました結果、東京電力福島第一原子力発電所事故直後に規制を導入した五十四か国・地域のうち、これまでに半数に当たります二十七か国が規制を撤廃したところでございます。先般、韓国によりまず日本産水産物等の輸入規制に係りますWTOのパネル報告書が公表されたことも踏まえまして、韓国と同様に、日本産食品の輸入規制措置を継続しております。国・地域に対しまして、撤廃、緩和に向けまして一層の働きかけを行っているところであります。

また、労働力確保の観点からは、昨年、農業現場で即戦力となる外国人材を労働力として受け入れます国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業が創設されたところでございます。

また、それに加えまして、総理から新たな外国人材の受入れに御指示が出されております。現在、局長級によりまずタスクフォースでの議論が開始されたところでもあります。

農林水産省としましては、これらの検討にも積極的に対応してまいりたいと考えております。

【質問(舞立)】

ありがとうございます。是非、今年の骨太の方針で何らかの記述がなされていくと思えますが、積極的に農水省も関与していただきたいと思えます。

続きまして、林業、木材産業の関係に移ります。昨年末の政府・与党の税制改正大綱において、内容的に百点とは言えないものの、長年の悲願であった森林環境税の創設が決まり、これによって森林整備に係る財源は平成三十一年度から段階的に増え、平年ベースで約六百億の財源のめどが付いたことは喜ばしいと感じております。

しかしながら、これとは別に、森林整備の財源については、国際間の約束、国の責任として地球温暖化防止対策を適切に進める上では、当初予算の段階では毎年約一千億円足りない状況であることには変わ

ります。



2018.04.01 鳥取市中核市移行記念式典(鳥取市)

また、中国向けの精米輸出につきましては、既に指定登録されております精米工場及び薫蒸倉庫の能力を十分に活用しますほか、新たな精米工場等の追加が課題であると認識しております。このため、追加指定、登録に向けまして、必要なデータを提出いたしました。様々な機会を捉えまして中国側と今鋭意協議を進めているところであります。

そして、三番目になりますが、牛肉以外の日本産畜産物、豚肉、鶏肉、鶏卵等々でございますが、そのEU向け輸出を可能とするためには、日本がEUの第三国リストに掲載される必要がございます。そのためには、質問票への回答に加えまして、残留物質モニタリング計画の承認、それから現地調査の実施、それからEU加盟国間での協議といった手続が必要となってございます。

そして、大臣始め政務三役、そして林野庁の皆様におかれましては、新税が創設されたとはいえ、財政当局との予算折衝に当たり今後も必要額の確保に万全を期して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そこで質問に移りますが、今回の森林環境税の創設と関連いたしまして、今国会には新規の森林経営管理法と、農林漁業信用基金法の一部改正案が提出され、新たな森林管理システムを導入する予定となっております。

法案に対しては、小規模な町村が多い中で市町村主体の実施体制で大丈夫なのかあるいは、意欲と能力のある森林経営者に森林管理を委託していくことで小規模な事業体が切り捨てられるんじゃないかと、はたまた、そもそも共有者の所在が不明な場合はともかく、所在の分かる共有者全員同意がなければ委託を受けて経営管理できないとなると、なかなか円滑に進まず、適切に整備や管理が必要とされる森林がこれまで同様に放置されたままになるんじゃないかと懸念しております。



2018.04.07 吉岡温泉会館一乃湯落成式(鳥取市)

ます。昨年十月に、EU側により現地調査が行われたところでありま。現在、現地調査報告書の完成に向けましてEUが作業を進めているところでありま。今後とも、早期に輸出が可能となりますように鋭意手続を進めてまいりたいと考えております。

なお、各地の事業者の皆様方も様々に積極的な取組を進めていただいております。事業者の輸出の積極的な取組を促進していきま。輸出優良事業者の表彰というのを行っております。今年度は、農林水産大臣賞を全農の鳥取県本部さんが受賞いただきました。品目別の輸出団体によるプロモーションも活用していただきながら、二十世紀梨を台湾、香港等に輸出する取組を通じて生産者の所得向上に寄与してきていただいたことが評価されたものでございます。是非、更に積極的に取組を進めていただきたいと考えております。

【質問(舞立)】

上月政務官、といいますか私の総務省の先輩に付度という言葉は使いたませんが、地元の良い事業者表彰、JA全農鳥取の事例に触れて頂き御礼申し上げます。地元も元気が出ると思いますので、是非、今後とも御支援をお願いしますとともに、引き続き非関税障壁の撤廃等に向けてはしっかりと取り組んで頂きたいと思っております。

続きまして、先端技術の活用なり外国人労働力の活用のございますけれども、今全ての都道府県で有効求人倍率が一を超える中、農業の現場でも人手不足が深刻化しております。特に中山間、過疎地域で



2018.04.08 平成30年度 安来節保存会互楽会優勝大会(日吉津村)

ないかといった様々な懸念もあるところでございますが、こうした懸念に対して林野庁としてどのように対応していくのか、お伺いします。

【答弁(沖林野庁長官)】

新たな森林管理システムについては、森林所有者自ら経営管理できない森林のうち、経済ベースに乗る森林についてはその経営管理権限を市町村を介して意欲と能力のある林業経営者に集積、集約化するとともに、経済ベースに乗らない森林については市町村が公的に管理するという仕組みとすることを考えています。

市町村には、地域の森林の経営管理が円滑に行われるように主体的に取り組むことが求められるため、実施体制の整備が重要な課題と認識しており、市町村が林業技術者を地域林政アドバイザーとして雇用する取組への支援、森林経営管理法においては、都道府県による市町村の事務の代替執行ができる制度の導入など、必要な体制

整備に向けた取組を進めることとしております。



2018.04.08 法勝寺一式飾り(南部町)

また、経営管理の委託を受ける林業経営者については、森林所有者の所得向上につながるよう効率的に施業を行い、また持続的に林業経営を行うことが可能な者を考えており、規模の大小は問わないこととしております。

最後に、共有林においては、共有者の一部が同意しない場合であっても、市町村の長による勧告、都道府県知事の裁定等、一定の手続を経て市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得できる仕組みを設けることとしております。

森林経営管理法案については、まず国会審議において丁寧に説明し、法案が成立した際には、平成三十一年四月予定の法案施行に向け、関係者の意見を踏まえつつ、様々な懸念を払拭できるように運用面の制



2018.04.15 宇倍神社「御幸祭」(鳥取市国府町)

質問(舞立) ありがとうございます。大臣の力強い決意表明ということで、引き続き、補正当初予算共に万全の確保、必要額の確保をよろしく願います。

長谷長官、規制改革会議の関係で、まだ色々具体的な内容は言えない段階だとは思いますが、農政改革、農協改革の時には、いきなりワーキンググループから高いボール、デッドボールとかが投げられてきて、本当に党の議論が大変だったということとがございませう。是非とも早め早めに、政府内での検討だけじゃなくて、党の方にも相談なりホウレンソウの方をして頂きながら、しっかりと水産日本の復活、浜の再生に資するよう、私も必要な改革はしなければならぬと考えていますので、そのうちで政府、与党、連携を取って進め

度設計にしっかりと取り組みたいと考えております。

質問(舞立)

ありがとうございます。実施主体が市町村とはいえ、国、県がしっかりとバックアップしながら適切な森林管理、経営管理を行っていくことができるよう、よろしくお願いたします。

続きまして、最後、水産業の振興について移りたいと思いますが、水産業の振興につきましても、昨年四月に新たな水産基本計画が策定され、産業としての生産性向上と所得の増大、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全管理、水産業、漁村の持つ多面的機能の十全な発揮を基本方針として、水産関係者の理解と協力を得つつ鋭意取り組んで頂いているところで、本年は、政府の規制改革推進会議において水産政策の改革の具体的な内容が取りまとめられる重要な年です。

今のところ、水産基本計画や昨年末の活力創造プランに盛り込まれた水産政策の改革の方向性に沿った検討が進んでいるものと伺っており、農政改革のときのように、規制改革会議と農水省、そして与党との間で考え方にそう大きな乖離はないと推察してはいますが、現場の水産関係者の間では、科学的根拠や現場の意見等を十分に踏まえない過度な資源管理を強制されはしないか、あるいは漁業権の免許取得の手続や行使に関して、漁業者からの信頼に加え、漁村コミュニティの維持や地域振興の重要な受皿となっている漁協の存在が軽視されはしないか、また、養殖業などへの企業参入に当たり、魚価の低迷に繋がるような



2018.04.15 第40回日吉津村チューリップマラソン(日吉津村)

させて頂きたいと思っております。そこは十分御留意頂ければと思います。時間も参りましたので、私の質問は以上になります。ありがとうございます。

参議院本会議(代表質問)

平成30年6月8日

●卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について

質問(舞立)

自由民主党の舞立昇治です。私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について、齋藤農林水産大臣に質問します。

我が国は、起伏に富んだ東西南北に広

安易な参入が促進されはしないか、はたまた農協改革の時のように漁協改革が一方的に行われぬか等々、不安や懸念の声も少なからず聞いているところで、

規制改革会議で本年夏頃に取りまとめられる予定の水産改革の内容については、現場のこうした不安の声に丁寧に応えながら決めていく必要があると思いますが、水産庁としてこうした不安の声にどのように対応されていくのかお伺いしますとともに、これは長官にお願いしたいと思っております。最後、締めとしまして、水産日本の復活に向けて現場からの要請が強い漁業構造改革総合対策事業、いわゆるもうかる漁業や漁船リース、省エネ機器等導入事業、漁港整備等の水産基盤整備事業などの予算について、引き続き万全の体制で必要額を確保していくことについての大臣の決意を順にお聞かせ下さい。

答弁(長谷水産庁長官)

規制改革推進会議水産ワーキンググループにおいては、昨年九月から会合が開催され、ヒアリング及び議論が行われてきたと承知してあります。

水産政策の改革については、農林水産省では漁業関係団体等の御意見を伺いながら検討を進め、昨年十二月に決定された農林水産業・地域の活力創造プランに、先生も御指摘いただきましたけれども、水産政策の改革の方向性ということで盛り込んだところでございます。

今後の水産政策が水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立、そして漁業者の所得向上を実現していくものとなるよう、さらに日々現場の御意見をお聞きしながら、四方を海に囲まれ、様々な農林水産物に恵まれた国です。また、農林水産物の生産に併せて様々な加工製造業も発展し、私たちの食卓は多種多品目の野菜、魚介類、食肉、果物等に満たされてきました。こうした私たちの豊かな食生活は、平成二十五年には和食がユネスコ文化遺産として認められるなど、世界に誇れるべきもので、

思えば、このすばらしい食文化はどのように受け継がれ、どのように支えられてきたのでしょうか。全国各地の気候風土にかかわらず、例えば、野菜を安定して届けるためには、全国各地の産地から切れ目のない出荷が必要です。こうした産地リレーは、生産者の安定出荷の努力を基礎とし、その出荷を受ける卸売市場が適切にコーディネートするからこそ構築できるものです。生鮮食品等の円滑かつ安定的な供給に重要な機能を発揮している卸売市場等の重要性は論をまちませぬ。

一方で、現在、食品流通は大きく変化し、この流れは今後も続くことが予想される中、私は、我が国の豊かな食卓を支える食品流通を今後とも維持発展させる立場から質問したいと思います。

近年、国民の食料需要や消費は大きく変わり、生鮮食品の消費の縮小、加工食品や外食での消費の拡大、直売所やインターネット通販といった購入流通ルートが多様化等、卸売市場法制定時の昭和四十年代と比較し、食品流通を取り巻く環境は大きく変化しています。

この変化を受けて、平成二十八年十月六日、規制改革推進会議農業ワーキンググループ等が、生産者が有利な条件で安定

ながら検討を深め、本年夏を目途に改革案の骨格を取りまとめていきたいと考えているところでございます。



2018.04.14 「大山ナショナルパークセンター」オープン記念式典(大山町)

答弁(齋藤農林水産大臣)

各浜が持つ強みを最大限に活用して所得の向上を実現をしていくためには、漁業経営の持続力、収益力向上に向けた意欲ある漁業者の取組や、多様なニーズに即した加工流通体制の構築にまで目を配りながら、それらの働きを積極的に支援をして漁業の成長産業化を目指す必要があると考えております。

予算につきましては、今後、水産改革に向けて具体的な前進が図られていく段階にございます。現場の意見をよく伺いながら、必要な予算の確保には万全を尽くしていきたいと考えております。

取引を行うことができる流通、加工の業界構造の確立に関して提言を行いました。この中の卸売市場に関する箇所、特に、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止するという提言は、その後、全国の市場関係者の不安や懸念を招くこととなりました。私自身、関係者の皆様から、卸売市場を廃止するつもりなのか、実態と乖離した議論だ、市場流通が弱体化し混乱が生じるなど、多くの意見をいただきました。

自民・公明は、こうした懸念や厳しい意見を受け止め、昨秋以降、迅速に議論を開始し、卸売業者、仲卸業者といった市場関係者のほか、卸売市場に出荷する生産者、卸売市場で調達する小売業者等からも直接御意見を伺いつつ、濃密な検討を重ねました。その結果、時代の変化に伴う卸売市場制度の見直しの必要性は否定しないものの、卸売市場がこれまで果たしてきた役割、機能が今後とも一層発揮されるような改革をすべきとの結論に至りました。

そこで、まずは、卸売市場に対する現状認識と、今回の卸売市場を含めた食品流通構造改革の基本的な考え方について、答弁を求めます。

大正の米騒動以降、先人が築き上げてきた卸売市場というシステムは、昭和四十年代の物価高騰期を経て現在の形に構築されました。現行法では、卸売市場の開設に当たり、中央卸売市場では農林水産大臣の認可が、地方卸売市場では都道府県知事の許可がそれぞれ必要であり、この許認可がなければ開設が認められない、言わば原則禁止という厳格な規制が課されています。

今回の法案では、卸売市場を開設する

こと自体は自由しつつ、その卸売市場が、様々な流通ルートがある中で公平な取引の場かどうかということも農林水産大臣と知事が認定する仕組み、いわゆる認定制へと見直し、これまでの原則禁止から原則自由へと大きな制度変更がなされます。しかし、多くの関係者は、許認可と認定の違いを始め何がどう変わるのかよく分からないというのが正直な感想です。

そこで、今回、なぜ許認可から認定制に見直すのか、その違いや政策的な狙いと併せ、明快な答弁を求めます。

中央卸売市場の開設についても、様々な懸念が不安を招いています。

現状では、中央卸売市場の開設者は、国による卸売市場の計画的な整備を推進する観点から、都道府県と人口二十万人以上の市といった地方公共団体に限定され、地方公共団体の下で、集荷、分荷、価格形成、代金決済等の卸売市場の調整機能が発揮されています。

しかし、今回の法案では、誰が中央卸売市場を開設するか自体は自由として、開設者の要件とは別に、公正な取引の場として必要な要件を審査し、農林水産大臣が認定の判断をすることとしています。

この点について、開設者は誰でもいいこととなるので、地方公共団体への国の補助金や地方財政措置が縮減され、地方公共団体が市場から手を引いていくのではないかと、また、大規模な商業資本や外国資本が新たに市場開設者として参入し、自分達に有利な取引を行う場としてしまつのではないかとといった不安の声も未だ多くあります。

与党においても、そうした不安に十分配慮した議論を行ってききましたが、改めて、

産物を集めて小売店等に小分けして供給し、代金を早期に決済するなどの機能を果たしており、今後も食品流通の核として堅持すべきと考えております。

食品流通につきましては、近年、生鮮品の需要が減少をし、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、価格面のみならず品質や衛生面などへの関心が高まっているため、創意工夫を生かして消費者ニーズに合った食品を供給する環境を整備するとともに、物流コストの削減や品質・衛生管理の強化等を進め、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を促進する必要があります。

許認可制と認定制の違いや、認定制へ見直す理由についてのお尋ねがございました。



2018.04.29 舞立昇治岩美町後援会発足式

現行の卸売市場法では、農林水産大臣

今回、地方公共団体以外でも中央卸売市場を開設できることとした理由や、国の補助金を含め今後の地方公共団体への財政措置はどのようなものかを伺うとともに、仮に民間企業が中央卸売市場を開設したとしても、卸売市場における公正な取引や市場の公共性は十分維持できる点について、現場の不安が払拭されるよう明快な答弁を求めます。



2018.04.15 因州若桜さくら祭り(若桜町)

私のふるさと鳥取県には、境港という一大水産漁港があります。水産物を水揚げするいわゆる産地市場は、都道府県知事の許可を得て、地方卸売市場として日々取引が行われるものが多くあります。

こうした地方卸売市場では、現状でも取引上の規制が比較的緩やかなこともあり、創意工夫を生かした様々な取引が行われています。例えば、現在の中央卸売市場では、卸売業者が自ら買い占めて大規模な価格操

や都道府県知事の許認可を受けなければ、卸売市場の開設が認められません。

他方、本法案では、卸売市場の開設は許認可を受けなくとも行い得ることとして、生鮮品の公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場を農林水産大臣等が認定をし、その振興を図ることとしています。

また、現行法では、卸売市場の運営等の細部にわたり国が一律に規制を課しておりますが、本法案により認定制に見直すことにより、公正な取引の場としての要件は確保した上で、創意工夫の発揮などによる卸売市場の活性化を促進してまいります。

民間事業者による中央卸売市場の開設と、地方公共団体への財政支援措置、民設市場の公共性の確保についてのお尋ねがございました。

本法案では、開設者が、卸売業者等に対し、公正な取引の場として必要な取引ルールを遵守させ、厳格な監督を行う場合に限り認定することとしているため、中央卸売市場の開設者についても、特に地方公共団体に限定しないこととしたところであります。

卸売市場の施設整備につきましては、認定を受けた卸売市場に対して、予算措置として補助率三分の一以内で助成することにも、中央卸売市場が食品等流通合理化計画の認定を受けた場合には、法律補助として補助率十分の四以内で助成することとしているほか、地方財政措置の継続について調整を行っているところであります。

また、民設の中央卸売市場においても、開設者が卸売業者等に対する指導、検査、

作を行うことを防止するため、卸売業者による自己買い付けを禁止していますが、地方卸売市場では、自己買い付けを禁止するかどうかは各卸売市場の判断に委ねられています。このため、地方卸売市場の卸売業者でもある漁業協同組合が、水揚げのあった水産物を自己買い付けし、うろこや内蔵除去等の一次加工を施した上で量販店に販売することにより浜の取り分を増やす、つまり所得向上に寄与しています。

今回の法案では、差別的取扱いや受託許否の禁止など、必要不可欠な規制は残しつつ、自己買い付けの禁止や第三者販売の原則禁止などの取引ルールは卸売市場ごとに判断し、創意工夫を生かした取組を助長するとしています。具体的にはどのような創意工夫が想定され、出荷者、消費者、市場関係者にどのようなメリットがあるのか、地方創生の推進にも資することと併せ、関係者が期待を持てるような答弁を求めます。

最後に、今回の卸売市場を含む食品流通構造の改革に関わってきた者の一人として、一点要望します。

今回の改革は、消費者の需要の変化、流通ルートの多様化など、卸売市場制度の構築当時から時代の変化や今後の将来予測などを勘案すると、必要なものと思います。一方で、長年、卸売市場に出荷し、早朝から働いて新鮮な食品を調達してきた関係者の皆様にとっては非常に大きな変革でもあります。

政府には、この改革に対する理解の促進に最大限の努力を払い、開設者を始め、卸売業者や仲卸業者はもちろん、出荷者や八百屋、魚屋といった小売業者など、できる限り多くの方々の理解を得て頂きたいと監督を怠ったり、特定の出荷者や買受人を差別的に取り扱う場合に、農林水産大臣が是正命令を発出し、命令に従わないときには認定を取り消すことができることとすることにより、公共性を確保することとしております。



2018.04.29 賀露神社春まつり「ホーエンヤまつり」(鳥取市)

取引ルールの柔軟化によるメリットについてのお尋ねがありました。

本法案では、卸売市場ごとの実態に合わせて取引ルールを柔軟に設定できることとしております。

例えば、豊漁等の場合に、卸売業者が自ら買い付け、加工業者や小売業者等に販売することによりまして、漁業者は出荷した水産物を全て売り切ることができるとともに、加工や小分けを志向する消費者のニーズに一層応えられるほか、市場取引でありながら物流は直送するということによりまして、出荷者の物流コストを削減する

思います。

特に、地方公共団体からは、今回の見直しにより開設者の責任と権限が大きくなる中で、今後どうすればよいかといった不安もまだまだ多くあると伺っています。こうした点に細心の注意と努力を払い、適切かつ丁寧な対応をお願いします。

この度の見直しにより、卸売市場が活き活きと一層活力に満ちた取引の場となり、全国各地で生活する方々に少しでも元気が、そして地域にぎわいが取り戻せるよう心からお祈りして、代表質問を終わります。



2018.04.21 「女星塾とっとり」開講式(鳥取市)

### 答弁(齋藤農林水産大臣)

舞立議員の御質問にお答えをいたします。卸売市場に対する認識と食品流通構造改革の基本的な考え方についてのお尋ねがありました。

卸売市場については、生産者から農水

とともに、食品の鮮度を保って消費者まで届けることができるといったメリットがあり、地域産業の活性化等、地方創生にも資するものと考えております。



2018.04.30 ピンクSLフェスタ(若桜町)

## 参議院政治倫理の 確立及び選挙制度に 関する特別委員会

平成30年6月13日  
●公職選挙法の一部を改正する法律案の  
審査(議員立法の提出者として答弁)

### 質問(こやり隆史自民党議員)

自民党のこやり隆史でございます。今日は、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、自民党・こやりを代表いたしまして質問させていただきます。時間短いですので、早速質問に入らせていただきます。

先ほど、趣旨について御説明がありました。今般の改正法案では、参議院選挙区



2018.05.19 税理士による赤沢・舞立後援会合同定期大会(米子市)



2018.05.19 グラウンド・ゴルフ国際大会YURIHAMA2018(湯梨浜町)



2018.06.08 大田市場にて鳥取すいかセレモニー(東京)



2018.05.27 第63回鳥取県植樹祭(大山町)



2018.06.17 第31回北栄町すいか・ながいも健康マラソン大会(北栄町)



2018.06.10 中海・宍道湖一斉清掃(米子市)



2018.06.24 自衛官候補生課程修了式(米子市)



2018.06.23 第8回 中部発!食のみやこフェスティバル(倉吉市)



2018.05.12 自民党第一選挙区支部街頭演説会(鳥取市)



2018.05.27 平成30年度美保基地航空祭(境港市)



2018.06.09 自民党青年部・青年局全国一斉街頭行動(鳥取市・湯梨浜町・米子市)



2018.06.23 協同組合和田浜工業団地講演会にて講演(米子市)

山陰の皆様と共に歩んでまいります！

**【答弁(舞立)】**  
 現行制度上、参議院選挙区選挙の政見放送につきましては、候補者が放送事業者のスタジオに向いて録画する方式であるスタジオ録画方式に限られており、候補者が自ら録画する方式である持込みビデオ方式によることはできないこととなっております。  
 また、参議院選挙区選挙以外の選挙におきましては、政見放送に、現在、手話通訳か字幕の少なくともどちらかは付与できることとされており、具体的に申し上げますと、衆議院小選挙区選挙では持込みビデオ方式によることはできません。



2018.04.30 石浦関化粧廻し披露パーティー(鳥取市)

選挙の政見放送につきまして、持込みビデオ方式を導入すること等を内容とするという御説明がございました。その背景、目的につきまして、いまだ一度詳しく御説明いただきたいと思います。

**【質問(こやり議員)】**  
 ありがとうございます。参議院選挙区選挙のみ字幕もあるいは手話通訳も付けられないという現状を踏まえて、一人でも多くの有権者に政策を届けるという観点から喫緊の措置であるということを理解をさせていただきます。  
 他方で、持込みビデオ方式はスタジオ録画方式に比べて自由度が高いという観点から、ともすれば品位を欠いたりあるいは不適切な内容が含まれている、そういった

**【質問(こやり議員)】**  
 ありがとうございます。参議院選挙区選挙のみ字幕もあるいは手話通訳も付けられないという現状を踏まえて、一人でも多くの有権者に政策を届けるという観点から喫緊の措置であるということを理解をさせていただきます。  
 他方で、持込みビデオ方式はスタジオ録画方式に比べて自由度が高いという観点から、ともすれば品位を欠いたりあるいは不適切な内容が含まれている、そういった

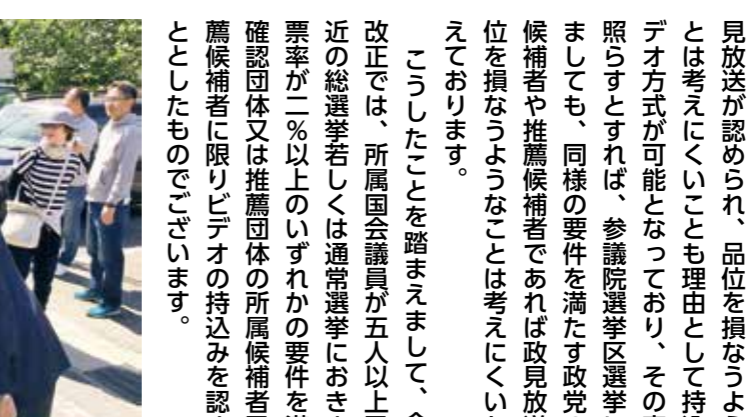
**【答弁(舞立)】**  
 先生御指摘のとおり、持込みビデオ方式は、スタジオ録画方式と比べて自由度が高く、候補者が創意工夫を凝らして国民により効果的に政策を訴えることができる反面、品位を欠くビデオが持ち込まれる懸念があり、品位を欠くビデオの放送をいかに防ぐかという点につきましては非常に重要なことだと考えております。  
 現行制度上、品位を欠くビデオを持ち込まれたとしても、放送事業者はこれをそのまま放送しなければならず規定され



2018.05.03 三朝温泉花湯まつり(三朝町)

懸念を生じさせるものでもあるというふう

**【答弁(舞立)】**  
 こうしたことを踏まえまして、今回の改正では、所属国会議員が五人以上又は直近の総選挙若しくは通常選挙におきます得票率が二%以上のいずれかの要件を満たす確認団体又は推薦団体の所属候補者又は推薦候補者に限りビデオの持込みを認めることとしたものでございます。



2018.05.03 日吉神社神幸行事「よいとまかせ」行列(米子市淀江町)

ているため、品位を欠くビデオを持ち込むことが考えにくい一定の者に限って持込みを認めることが適切だと考えております。この点、衆議院の小選挙区選挙におきましては、従来から候補者届出政党に限って政見放送が認められ、品位を損なうようなことは考えにくいことも理由として持込みビデオ方式が可能となっており、その実績に照らすとすれば、参議院選挙区選挙におきましても、同様の要件を満たす政党の所属候補者や推薦候補者であれば政見放送の品位を損なうようなことは考えにくいかと考えております。



2018.09.22 第68回鳥取県母子寡婦福祉研修大会(倉吉市)



2018.08.25 第21回「五月田かんがえ地蔵まつり」(智頭町)



2018.08.28 平成30年度 大田市場での二十世紀梨セレモニー(東京)



2018.07.22 水郷祭(湯梨浜町)



2018.07.14 水木しげるロードリニューアルオープン記念式典(境港市)



2018.06.30 「鳥取県牛宣伝販売会」褒章授与式(大山町)



2018.10.12 鳥取県警備業協会法人化30周年記念式典(鳥取市)



2018.09.07~20 自民党総裁選



2018.09.29 茶道裏千家淡交会第51回山陰地区大会懇親会(倉吉市)



2018.08.05 第10回駅まつり(八頭町)



2018.07.14 第38回全日本トライアスロン皆生大会開会式(米子市)



2018.07.28 第45回米子がいな祭オープニングセレモニー(米子市)



2018.10.13 食のみやこ鳥取県「いなば農産物フェスタ」(鳥取市)



2018.10.13 中国ブロック青少年国際交流を考える集いin鳥取県(米子市)



2018.08.14 第54回鳥取しゃんしゃん祭り(鳥取市)



2018.08.04 大山自然歴史館リニューアルオープン記念式典(大山町)



2018.08.06 鳥取県原爆死没者追悼・平和祈念式典(鳥取市)



2018.10.18 自民党鳥根県連「支部長・幹事長・事務局長・県議会議員合同会議」(松江市)



2018.10.21 第35回境港水産まつり(境港市)



2018.10.27 とっとり琴浦熱中小学校「第1期入学式」(琴浦町)



2018.10.21 第2回鳥取中部福興祭(倉吉市)



2018.10.20 食のみやこ鳥取県「第5回農と食のフェスタinせいぶ」(米子市)



2018.08.24 全国清掃事業連合会中国四国ブロック協議会 第11回通常総会・鳥取地区研修会(鳥取市)



2018.08.17 江尾十七夜(江府町)



2018.08.19 北栄砂丘まつり(北栄町)



2018.08.15 第47回淀江町盆踊り花火大会開会式(米子市淀江町)

1975年8月13日生まれ(43歳)  
 鳥取県西伯郡日吉津村出身、妻と子供3人の5人家族  
 父は島根県江津市出身、  
 母は鳥取県日野郡日野町出身  
 日吉津小学校卒業、箕蚊屋中学校卒業  
 鳥取県立米子東高等学校卒業  
 東京大学経済学部卒業

## 職歴

1999年 4月 自治省(現・総務省)入省  
 1999年 8月 福岡県庁地方課  
 2001年 4月 厚生労働省介護保険課  
 2003年 4月 総務省市町村税課  
 2004年 7月 総務省大臣官房企画課  
 2005年 4月 山口県下関市財政部長  
 2007年 7月 新潟県地域政策課長兼雪対策室長  
 2009年 4月 同財政課長  
 2011年 4月 総務省秘書課兼消防庁総務課 課長補佐  
 2011年 5月 消防庁消防・救急課 課長補佐  
 2012年 4月 総務省公営企業課兼準公営企業室 課長補佐  
 2013年 2月 総務省退職  
 2013年 7月 第23回参議院選挙 鳥取県選挙区にて初当選  
 2018年 10月 内閣府大臣政務官



## 参議院で所属した主な委員会等

農林水産委員会(理事・筆頭理事)、決算委員会、災害対策特別委員会、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会(理事)、議院運営委員会、行政監視委員会、予算委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会、憲法審査会(幹事) 等

## 自由民主党で所属した主な部会等

青年局(次長)、農林水産関係団体委員会(副委員長)、水産部会(副部会長・部会長代理)、選挙制度調査会(事務局次長)、豪雪対策特別委員会、農林部会(副部会長)、参議院自由民主党国会対策委員会(副委員長)、水産総合調査会(副会長)、党・政治制度改革実行本部(幹事)、憲法改正推進本部(幹事) 等

## 座右の銘

「為せば成る。為さねば成らぬ何事も。成らぬは人の為さぬなりけり。」

## 趣味

スポーツ(サッカー、ラグビーなど)、映画鑑賞(アクション、感動、実話シリーズなど)

## インターネットで審議中継動画がご覧頂けます

- ①まずは
  - ②「参議院インターネット審議中継」というサイトへとびます。
  - ③会議名や発言者からの検索がありますので観たい審議中継の絞り込みができます。
- ※動画の視聴はwindowsのみとなっております。

## 第196回通常国会(平成30年1月22日~7月22日)で成立した法律の概要

下記をクリック願います(インターネット未利用で必要な方はご連絡下さい!)  
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/gian.htm>

第196回通常国会で成立した法律の概要

## まいたち昇治事務所



まいたち昇治公式 HP  
<https://maitachi.com>

鳥取 〒680-0832 鳥取市弥生町222  
 倉吉 〒682-0022 倉吉市上井町1丁目29  
 米子 〒683-0067 米子市東町177東町ビル

facebook  
 まいたち公式ページ  
<https://www.facebook.com/shouji.maitachi>

g+  
<https://plus.google.com/+Maitachi/posts>

TEL:0857-21-5320 / FAX:0857-21-5323  
 TEL:0858-24-5028 / FAX:0858-24-5128  
 TEL:0859-37-5016 / FAX:0859-33-5716

Ameba  
 公式ブログ  
<http://ameblo.jp/maitachi/>

YouTube  
 まいたちチャンネル  
<http://www.youtube.com/maitachishouji>